

論点に対する回答

分野	保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減
省庁名	内閣府、デジタル庁
<p>就労証明書については、様式、押印の取扱い、電子化への対応等、その運用が地方公共団体ごとに異なっていることから、事業者にとっては大きな負担となっている。</p> <p>経済界からも、「就労証明書の様式統一・完全電子化」として、「就労証明書の押印撤廃は現場レベルで未だ不十分。押印撤廃および雇用保険や厚生年金に関する届出と重複している記入事項の簡素化等 BPR を徹底し、標準化・電子化を推進すべき。※¹」</p> <p>といった要望が寄せられており、更なる取組が必要であるところ。</p> <p>以上を踏まえ、次の論点についてご回答いただきたい※²。</p> <p>なお、論点に回答するにあたり、「自治事務」であることを根拠として「対応可能性の検討が不可/困難」であると考えられる場合、あらかじめ総務省に相談のうえ回答されたい。</p> <p>※¹ 一般社団法人日本経済団体連合会「Society 5.0 の扉を開く— デジタル臨時行政調査会に対する提言 —」より抜粋。</p> <p>※² 内閣府は全ての論点に、デジタル庁は論点 3 (1) (2) (4) のみ回答。</p> <p>【論点 1】標準的な様式の普及及び押印省略の普及について</p> <p>(1) 地方公共団体における標準的な様式（簡易版・詳細版）に係る直近の導入状況をお示しいただきたい。また、上記導入状況に対する内閣府のお考えをご教示いただきたい。</p> <p>(2) さらに、一部の行政手続に関しては、各種様式等に地域ごとのばらつきが存在し、これが国民や事業者の負担になっている、いわゆる「ローカルルール」の問題が指摘されているところである。行政手続のデジタル化の進展を踏まえ、当該標準的な様式の使用を原則とするといった所要の法令上の措置等を講じることも考えられると思われるが、内閣府のお考えをご教示いただきたい。</p>	

(3)(2)に関連して、依然として就労証明書に押印を求める運用が残存している地方公共団体が存在するとの指摘もなされているところ、更なる取組を講じることが必要であると考えられるが、内閣府のお考えをご教示いただきたい。

【参考事例1】令和4年6月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、・・・略・・・、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和4年6月7日「規制改革実施計画」p.24)

【参考事例2】令和4年6月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する」ことを求めたところである。(令和4年6月7日「規制改革実施計画」p.25)

【回答1】

(1) 令和3年9月に行った調査において、標準的な様式(簡易版・詳細版)を導入している市町村数の割合は約48%であった。また、今後活用予定としている市町村を含めれば約64%となる見込みであり、一定程度導入が進んでいるものと承知している。

(2) まずは現在の標準的な様式の導入を引き続き促進していく必要があり、事業主団体や自治体の声も丁寧にお聴きしながら進めていくべきものと考えているが、必要に応じ、御指摘のような所要の法令上の措置についても検討してまいりたい。

(3) 行政手続における押印については、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)等に基づき見直すこととされたところ、現在の標準的な様式も押印を求めないものとしており、自治体への通知でも押印を求めないこととするよう周知している。今後は、自治体に対し押印廃止の取組の徹底を求めていきたい。

【論点2】標準的な様式の項目について

(1) 標準的な様式の項目について、申請者の負担軽減の観点から内閣府において項目の簡素化等(項目の簡素化等を図ること自体に対する妥当性も含める)の検討を行っている場合には、その検討状況についてご教示いただきたい。

(2) また、上記検討を行っていない場合、今後は事業者及び保護者からの要望に広く耳を傾け、標準的な様式の項目について検討を進めていく必要があると思われるが、内閣府のお考えをお示しいただきたい。

【回答2】

(1) 標準的な様式(簡易版)は、待機児童がおらず利用調整を必要としない市町村を念頭に、保育の必要性の認定に際し基本的に必要となる項目をまとめたものである。

一方、標準的な様式(詳細版)は、待機児童が解消されておらず利用調整が必要な市町村を念頭に、利用調整に当たり保育の必要性の程度を判断するために必要な就業状況に関する項目について、なるべく網羅するようにまとめたものである。市町村が実際に様式として使用する際は、それぞれ必要な項目のみを選択・表示して様式として活用できるものとしている。このように、各市町村において必要な項目のみを選択して簡素化できるようにしているところであり、標準的な様式(詳細版)に掲載している項目の削減は現時点で検討していない。

(2) 待機児童の減少など市町村における利用調整の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたい。

【論点3】デジタルで完結する仕組みについて

(1) 「ぴったりサービス」を活用した、保護者が電子的に保育施設利用のための申請書等を提出する仕組みについて、導入市町村数及び利用実績、並びにそれに対するお考えをご教示いただきたい。

(2) 保育施設利用の申請及び就労証明書の作成・提出について、事業者及び保護者の利便性を向上させるために、現時点で検討しているシステム上の構想等がある場合には、今後の具体的な工程も併せてお示しいただきたい。

(3) デジタルで完結する仕組みにつき、地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、所要の法令上の措置を講ずることも考えられると思われるが、内閣府のお考えをご教示いただきたい。

(4) 標準的な様式の普及が目下の課題であるが、将来的にはさらなる事務処理上の利便性向上のため、自治体に申請・届出を行う情報を、「様式」ではなく「データ項目」として定めることも考えうる。この点に関するお考えをご教示いただきたい。

【参考事例3】令和4年6月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。(令和4年6月7日「規制改革実施計画」p. 25)

【回答3】※(1)(2)(4)のみデジタル庁も回答対象。共同での回答可(その旨を示すこと)。

(1)

<デジタル庁>

「ぴったりサービス」を利用した保育施設利用のための申請等を導入している自治体数は423自治体である。

引き続き、自治体におけるぴったりサービスの利用拡大に向けた取組を行って参りたい。

<内閣府>

ぴったりサービスの活用等により利用者・市町村の利便性が高まることは望ましく、引き続き、内閣府としてもデジタル庁と連携して取り組んでまいりたい。

(2)

<デジタル庁>

現状、保育施設利用希望者は、勤務先事業者から書面で就労証明書の交付を受けて、子どものための教育・保育給付認定申請書（以下「申請書」という。）に当該就労証明書を添付して、自治体に提出している。

マイナポータルのぴったりサービスは、自治体が申請・届出の手続を登録することで、利用者がオンラインで当該自治体に対する申請・届出を行うことができる。

この機能を利用して、保育施設利用希望者が申請書を、勤務先事業者が就労証明書をそれぞれ自治体にオンラインで提出することが可能となる。

ただし、自治体において申請書に対応する就労証明書を特定する必要があるため、この方法により実現することとされた場合は、令和6年度の保育所入所申請に間に合うよう、特定を支援するプログラムを自治体に配布する予定である。

また、申請書については、自治体で登録作業のみで手続を登録できる標準様式を自治体に提供しており、就労証明書の様式が統一された場合は、就労証明書の標準様式を作成する予定である。

<内閣府>

デジタル庁の回答のとおり、保育施設利用希望者が申請書を、勤務先事業者が就労証明書をそれぞれ自治体にオンラインで提出することが可能となるよう、デジタル庁と連携して検討してまいりたい。

(3) (2)におけるシステムの構築・導入状況や、マイナポータルにおけるぴったりサービスの普及の状況なども踏まえつつ、被用者については、企業の担当者の事務負担も考慮して、地方公共団体を問わず原則としてデジタルで手続を完結する仕組みとなるよう、所要の法令上の措置についても検討してまいりたい。

(4)

<デジタル庁>

マイナポータルのぴったりサービスの申請においては、申請データの各データ項目についてXMLファイルとして自治体に提供している。

システムの視点では「様式」である必要はないことから、内閣府における様式に関する検討を踏まえつつ、必要な対応を行ってまいりたい。

<内閣府>

デジタル庁の回答にあるとおり、マイナポータルのぴったりサービスの申請においては、申請データの各データ項目について「様式」である必要はないと考えており、将来的には、更なる利便性向上のため、データ項目として定めることも検討したい。

【参考】

令和2年7月17日「規制改革実施計画」抜粋

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	<p>a 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印の省略が望まれることについて、地方公共団体に対し分かりやすい通知等を発出する。</p> <p>b 令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、工程表を策定の上、必要な措置を講じる。</p> <p>c デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、各地方公共団体における活用状況(独自様式と並行して標準的な様式の提出を認める場合を含む)等について調査を実施し、更なる普及に向けた取組を推進する。</p>	<p>a: 令和2年度上期措置</p> <p>b: 令和2年に工程表を策定し、令和3年度中に措置</p> <p>c: 令和2年度以降継続的に措置</p>	<p>内閣官房 内閣府 厚生労働省</p>

令和3年6月1日「規制改革推進に関する答申」抜粋

(4) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

ア 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において決定された取組が実施されていることを確認したが、事業者等の負担軽減の観点から、就労証明書における押印省略の普及、標準的な様式の普及及びデジタルで完結する仕組みの普及は一体的に推進する必要があるとあり、引き続き、フォローアップを行っていく。